

いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。本市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等の規制指導を実施しています。

### ③ アスベスト\*対策

大阪市では、平成17年12月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、本方針に基づき各種対策を推進しています。

#### ア. 解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策

法・府条例に基づき、作業基準等の遵守状況の確認を行っています。

- ・解体等工事では事前の立入検査のほか、大気中のアスベスト濃度の現地分析等により、飛散防止対策の徹底を図っています。
- ・無届工事防止のため、特定建設作業\*等の届出受付時に、アスベストの有無に関する事前調査などの周知徹底を図っています。また、労働基準監督署等の関係部署と連携し、解体等工事の情報交換を行っています。

#### イ. 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」等の遵守徹底の指導を行っています。

#### ウ. 市有施設対策

平成8年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付けアスベスト等（※1）の使用実態調査を平成17年度に実施しました。調査の結果、吹付けアスベスト等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市アスベスト対策基本方針」に基づき、除去等の対策工事を実施しました。これにより解体時等に対策を行う施設を除いて、アスベスト対策を完了しました。（※2）

※1 吹付けアスベスト等:吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けひる石、折板裏打ち石綿断熱材  
※2 囲い込みを行った施設などについては、今後も適切な維持管理を行います。

#### エ. 民間施設対策

民間施設における未対策の建物については、対策の必要性を指導し、その推進に努めています。

また、民間建築物にある露出した吹付け材のアスベストの含有調査やアスベストを含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。さらに、中小企業のアスベストの除去等を支援するため、利子補給を実施しています。

#### オ. 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

今後の国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実に努めています。

#### カ. 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページにアスベストに関するサイトを設け、情報提供を図っています。

#### キ. 一般環境大気中のモニタリング

平成23年度の測定結果では、市内平均値は0.13本/リットルであり、すべての調査地点でWHO（世界保健機関）の環境保健クライテリアである10本/リットルに比べて十分に低い値でした。

### ④ 自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法などにおいて自動車単体の排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM\*法」という。）に基づく車種規制が適用されています。

#### ア. 自動車からのNO<sub>x</sub>(窒素酸化物) 排出量

大阪市域の自動車からのNO<sub>x</sub>排出量は各種施策の実施により削減されてきており、平成21年度は3,740トン/年となっています。

#### イ. 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進しています。

##### ○ 局地的施策

平成23年度においては、阪急京都線千里線連続立体交差化（京都線：南方～上新庄、千里線：柴島～吹田）など、道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や立体交差化を行い交通流の円滑化を図っています。

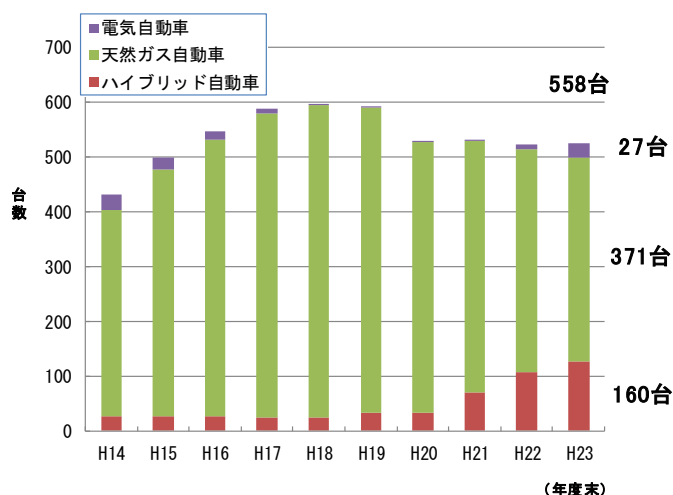
交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、めいわく駐車防止について市民意識の向上を図るため「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」（平成6年）に基づき、啓発などを実施しています。

##### ○ 広域的施策

#### (7) エコカーの普及促進

大阪市では、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車に加えて、低排出ガスかつ低燃費車をエコカーと定義し、「大阪市公用車エコカー導入指針」に沿って、公用車へのエコカー導入とその普及促進を図っています。平成23年度末現在、全公用車3,400台のうち、558台が低公害車で、電気自動車は27台、ハイブリッド自動車は160台となっています。

公用車への低公害車の導入状況



#### (イ) グリーン配送の推進

大阪市に物品を納入する事業者に、輸配送に低公害車や低排出ガス車などを使用する「グリーン配送」を義務付け、低公害車等への転換促進を図っています。

#### (ウ) 御堂筋エコロード推進事業の推進

平成19年度から、御堂筋沿道の企業及び運送事業者等と連携して、エコドライブの実践、エコカーの使用、グリーン配送の推進、公共交通機関等の利用推進等を進めています。平成23年度は、御堂筋デザインストリートのイベントに参画し、市役所庁舎前でのエコカー展示等を行ったほか、中央区役所ロビーでのエコカーの写真展を実施しました。

#### (エ) 環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業としてエコドライブ教習（1回）等を実施しました。

#### (オ) 公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するとともに、通勤・通学時や業務時の移動における不要不急の自動車使用の抑制、毎月20日のノーマイカーデーの啓発を進めています。